

就学援助制度のご案内

就学援助制度の概要

就学援助制度は、教育の機会均等の観点から、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行い、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

就学援助制度の種類

	要保護	準要保護	被災児童生徒就学援助
対象者	生活保護の認定を受けている方。	生活保護の認定は受けていないが、経済的に困窮しており、学校費用の支払いが困難な家庭。	大震災等で被災し、鹿嶋市へ避難してきており、被災による経済的困窮のために学校費用の支払いが困難な家庭。
認定要件	生活保護の認定を受けていること。	<p>①前年又は前々年（確認できる最新の時点）の世帯総年収が、生活保護法による保護の基準による認定の1.3倍以下の収入であること。</p> <p>②前年度または当該年度（確認できる最新の時点）の保護者が下記認定要件のうち1つ以上に当てはまっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止 市町村民税の非課税 市町村民税の減免 個人の事業税の減免 固定資産税の減免 国民年金掛金の減免 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給 生活福祉資金貸付制度による貸付 <p>以上の①、②を満たすこと。</p> <p>または、家庭状況の急激な変化により、早急に援助が必要な場合。</p>	<p>①前年又は前々年（確認できる最新の時点）の世帯総年収が、生活保護法による保護の基準による認定の1.3倍以下の収入であること。</p> <p>②震災時に居住していた自治体から罹災が認められており、かつ住民登録が震災時の住所であること。</p> <p>以上の①、②を満たすこと。</p>

就学援助における支給費目および支給月

支給費目は以下のとおりです。なお支給は、学校からの現金支給となります。

要保護児童生徒

対象学年 (小学校)	対象学年 (中学校)	内容	支給月
6	3	修学旅行費	活動費が確定した後の学期末月
1～6	1～3	医療費	医療費が無料になる医療券を発行します

準要保護および被災児童生徒

対象学年 (小学校)	対象学年 (中学校)	内容	支給月
1	1	新入学学用品費	7月
		学用品費	7月, 12月, 3月
2～6	2～3	学用品費	7月, 12月, 3月
1～6	1～3	校外活動費	活動費が確定した後の学期末月
6	3	修学旅行費	活動費が確定した後の学期末月
1～6	1～3	給食費	月々の支払いを免除 ※被災児童生徒は学期末月に給食費実費を支給
1～6	1～3	医療費	医療費が無料になる医療券を発行します

※新入学用品費は、4月1日付認定者のみ支給となります。

※年度途中の認定の場合、認定となった月からの月割金額の支給となります。

制度の申し込みについて

申請書類の配布および提出先については学校となります。申請を希望する場合は、お子様が通学している学校までお問い合わせください。

問合せ先

申請について…お子様が通学されている学校

制度の内容について…鹿嶋市教育委員会総務就学課（TEL 0299-82-2911 内線521）